

岩手県告示第291号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち復興局に係るもの（平成24年岩手県告示第253号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	課 名	事業名
生活再建課	被災者住宅再建支援事業費補助	産業再生課	<u>地域基幹産業人材確保支援事業費補助、さん</u> <u>りく地域起業・新事業活動等支援費補助、さ</u> <u>んりく地域起業・新事業活動等促進事業費補</u> <u>助及びさんりく地域起業・新事業活動等資金</u> <u>調達支援事業費補助</u>
		生活再建課	<u>災害援護資金貸付金利子補給補助、被災者住</u> <u>宅再建支援事業費補助及び被災者の参画によ</u> <u>る心の復興事業費補助</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			